

第51号議案

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「以下同じ。))」を「以下同じ。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 介護保険法等が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。